

岐阜県公報

第二千四百三十三号
平成二十五年四月二日
(火曜日)

目次

告示

○道路の供用開始

(道路維持課) 二二三

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 二二三

○設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二二三

○政治団体の異動事項の公表

(同) 二二三

○解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 二三四

○指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 二三五

○資金管理団体の異動事項の公表

(同) 二三五

○指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 二三五

公示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 二三六

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 二三六

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(同) 二三七

○公共測量の実施

(用地課) 二三八

○公共測量の終了

(同) 二三八

○岐阜都市計画道路事業の周知

(道路建設課) 二三八

○同

(街路公園課) 二三八

告示

岐阜県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年四月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定年月日)
一般国道	二百四十号	関市栄町五丁目五八番一地从 から 同市小屋名字神明前一三六二番六地先まで	二、三六〇・〇	平成 二五・四・二	昭和 二五・三・三 平成 二五・二・一〇

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十五年四月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 保 幸

- 1 平成25年 3 月 2 日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,681,310人
- 2 総数の50分の 1 の数 33,627人
- 3 総数の3分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の 1 を乗じて得た数と40万に6分の 1 を乗じて得た数と40万に3分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 310,164人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の 1 の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	334,734	111,578
大 垣 市	145,375	48,459
高 山 市	76,226	25,409

多 治 見 市	93,246	31,082
関 市	73,890	24,630
丹 波 川 市	66,988	22,330
津 濃 市	18,697	6,233
津 浪 市	31,900	10,634
羽 島 市	54,383	18,128
恵 那 市	44,289	14,763
美 濃 加 茂 市	40,347	13,449
土 岐 市	49,623	16,541
各 務 原 市	118,073	39,358
可 児 市	93,318	31,106
山 県 市	24,004	8,002
瑞 穂 市	39,646	13,216
飛 騨 市	22,159	7,387
本 巣 市	42,411	14,137
郡 上 市	37,335	12,445
下 呂 市	29,792	9,931
海 津 市	30,969	10,323
羽 島 郡	36,650	12,217
養 老 郡	25,925	8,642
不 破 郡	29,225	9,742

収 入 部	19,704	6,568
増 徴 部	58,212	19,404
加 茂 部	44,189	14,730

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県高山市第一支部	高 殿 尚	北 村 大 輔	高山市千島町462—11	○
日本未来の党岐阜県総支部連合会	橋 本 勉	松 田 光 世	大垣市林町5—23	○

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7 第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
爆弾会	橋 本 勉	宮 川 敏 彦	大垣市林町5—23	衆議院議員	橋 本 勉
橋本べん維新の会	橋 本 勉	松 田 光 世	大垣市林町5—23	衆議院議員	橋 本 勉
れんげ会	橋 本 勉	宮 川 敏 彦	大垣市林町5—23	衆議院議員	橋 本 勉

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治

団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

志泉会	主たる事務所の所在地	岐阜市竜田町4—3	岐阜市神田町3—17
関ヶ原町榊橋泰文後援会	代表者 主たる事務所の所在地	浅野 正 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2645	西村 忠明 不破郡関ヶ原町関ヶ原3401—2
園田やすひろ後援会	会計責任者	矢田 泰崇	近藤 儀道
谷汲地区榊橋泰文後援会	代表者 主たる事務所の所在地	高橋 勉 揖斐郡揖斐川町谷汲神原314—1—2	山本 力 揖斐郡揖斐川町谷汲大字岐礼1061—1
西美濃新政策研究会	会計責任者	高橋 輝男	今田 美代子
平田けんじ後援会	会計責任者	増永 恭志	居上 顕一
山口育男を育てる会	会計責任者	山口 泰宏	小瀬木 二郎
養老郡榊橋泰文後援会	代表者	村下 貴夫	佐々 武士
	会計責任者 主たる事務所の所在地	村下 貴夫 養老郡養老町押越624—3	佐々 武士 養老郡養老町高田269—5
林業経営者校草 県林政会	会計責任者 主たる事務所の所在地	高橋 芳春 岐阜市宇佐南3—1—18	大野 文雄 岐阜市六条江東2—5—6

岐阜県選挙管理委員会(第二十五期)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

平成二十五年四月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 和 幸

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政 党 の 名 称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
小川のりよし後援会	高 木 亮	桑 原 俊 彦	安八郡安八町中須61	平成24年12月21日			
白木義善を育てる会	白 木 義 善	白 木 義 善	羽島市江吉良町470-1	平成24年12月10日			
すみ弘二と歩む会	角 弘 二	小 杉 陽之介	各務原市つじが丘5-118	平成25年1月3日			
田畑和紀後援会	田 畑 和 紀	村 山 由美子	瑞浪市薬師町 1—41	平成25年2月6日			
早川かつ也坂下後援会	糸魚川 行 吉	小 栗 史 司	中津川市坂下689—2	平成24年12月31日			
よしむら卓己と語る会	柘 植 一 夫	早 川 勝 英	中津川市下野498	平成25年2月19日			

岐阜県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
橋本 勉	衆議院議員	橋本べん維新の会	大垣市林町5—23	橋本 勉

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ

り、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧
柴橋 正直	志泉会	主たる事務所所在地	岐阜市神田町3—17	岐阜市竜田町4—3
柴橋 正直	志泉会	主たる事務所所在地	岐阜市竜田町4—3	岐阜市神田町3—17

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘
田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘
田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘
田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘
田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘	田 邊 孝 弘

公 示

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年三月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ねこの手こ
- 三 代表者の氏名 棚橋 修
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市下鞆飼一八四七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在宅での介護・援助が必要な難病療養者及び障害者やその家族に対して、在宅療養と介護のために必要な事業を行い、利用者が地域社会の中で自立した

文化的な生活が送れる社会の実現と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年四月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年三月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル岐阜南店
羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）マルヤス家具Z岐南店

（変更後）スーパーセンタートリアル岐南店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルヤス家具 代表取締役 長江保文

（変更後）株式会社トリアルカンパニー 代表取締役 永田久男

○大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年四月二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年三月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時～午後七時

（変更後）二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三〇分～午後七時三〇分

（変更後）二十四時間

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前八時三〇分～午前九時三〇分

（変更後）午前六時～午後一〇時

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ各務原インター店

各務原市小佐野町一丁目一九番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年四月二日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー鏡島店

岐阜市西荘三丁目二番一九 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

○ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見住吉土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

多治見住吉土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十五年三月二十五日から

同 年九月二十五日まで

四 作業地域

多治見市

○ 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十四年七月二十日から

同 二五年三月十一日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

○ 岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・二・二号 岐阜羽島線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県県土整備部道路建設課

四 事業地の所在

収用の部分 岐阜市茜部大川一丁目及び二丁目地内
使用の部分 なし

○ 岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・五・三〇二号 柳津日置江線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

平成二十五年四月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社